

議案第180号

宝塚市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
宝塚市特別職の職員の給与に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p data-bbox="295 405 384 432">附 則</p> <p data-bbox="244 443 555 470"><u>(職員の給料月額の特例)</u></p> <p data-bbox="215 481 767 685">2 <u>第2条の規定の適用については、平成24年4月1日から平成27年3月31日までの間に限り、同条第1号中「988,000円」とあるのは「889,000円」と、同条第2号中「804,000円」とあるのは「748,000円」とする。</u></p> <p data-bbox="244 696 611 723"><u>(職員の給料月額の臨時特例)</u></p> <p data-bbox="215 734 767 938">3 <u>前項の規定にかかわらず、平成26年1月分の給料月額に係る第2条の規定の適用については、同条第1号中「988,000円」とあるのは「800,100円」と、同条第2号中「804,000円」とあるのは「673,200円」とする。</u></p>	<p data-bbox="901 405 991 432">附 則</p> <p data-bbox="850 443 1161 470"><u>(職員の給料月額の特例)</u></p> <p data-bbox="821 481 1377 651">2 <u>第2条の規定の適用については、平成28年1月分の給料月額に限り、同条第1号中「978,000円」とあるのは「880,200円」と、同条第2号中「795,800円」とあるのは「716,220円」とする。</u></p>